

一切を白紙に返すから我等も亦欣然として罷業を打切り此の市電更生の爲めに努力せんと欲するものである。愚心は在間又動的と稱せらるる勞働争議調停法中に調停中罷業を打切らざしとの條文の存せざる所以は罷業は一方的のものに非ずして対立的原因に起因するが故である。従つて我等に罷業の打切りを希望する範圍は市理事者に対して懲罰案撤回を求められる事が当然と信ずる。

右聲明す

十四日午後十時

東交争議首脳部

勞働争議調停法

大正十五年四月八日
法律第五十七號

第一條 左ニ掲ケル事業ニ於テ勞働争議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認めタルトキ亦同シ

- 一 蒸氣 電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道 軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業
- 二 公衆ノ用ニ供スル郵便 電信又ハ電話ノ事業
- 三 公衆ノ需要ニ應スル水道 電氣又ハ瓦斯供給ノ事業
- 四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ
- 五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅